YKI国際特許事務所
★商標FAQ★

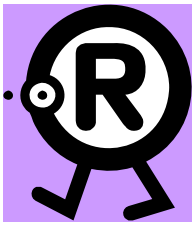

●商標ってなに？！

文字や図形、立体的な形などで構成される、識別標識（マーク）で、商品やサービスに使われるものをいいます。
（例）『ＳＯＮＹ』『Apple』『日清食品』『ヤマト運輸』などの会社名
『ＶＡＩＯ』『i-Pod』『カップヌードル』『宅急便』などの商品名またはサービス名

●登録商標ってなに？！

マークを特許庁に出願すると、審査を経て登録されます。
登録されたマークは「登録商標」と呼ばれます。権利者が独占的に登録商標を使用でき、他人がその登録商標、またはそれと似ているマークを使うことを禁止できます。

●商標は、必ず登録しなければいけないの？

必ずしなければいけない、というものではありませんが、登録をしていないと、他人が同じマークの登録を受けてしまう可能性があり、その場合、自分はそのマークを使えなくなってしまいます。その他人に対して、損害賠償を支払わなければならない場合もあります。
また、他人が似ているマークを使って紛らわしい場合に、その他人の使用を効果的に禁止することができません。

●商標を登録することのメリットは？

① 登録を受けたマークを、登録を受けた商品またはサービスについて、独占的に使用できます。
② 他人が同じようなマークを、同じような商品またはサービスについて使用している場合、効果的に禁止できます。
③ 登録を受けた商標を、他人に使っていいですよ、という契約（ライセンス契約）をすることができ、財産として活用できます。

●出願ってなに？！

特許庁に対して、商標登録を受けるために「このマークを登録したい！」と申請することをいいます。定められた様式に従って願書を作成し、提出します。
通常は、パソコンで願書を作成し、インターネットを使ってオンラインで出願します。

●どんな商標でも登録できるの？！

特許庁にマークを出願すると、特許庁の審査官が、そのマークが登録できるか否かを審査します。一定の登録要件を満たしていないと登録できないため、必ずしも登録できるとは限りません。例えば、すでに同じマークが他人によって登録されている場合や、商品･サービスの一般名称などは登録できません。

YKI国際特許事務所
★商標FAQ★

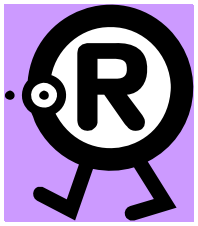

●特許庁から登録できないという通知が来たら？！

登録できないマークに対しては、特許庁の審査官から、「このマークは登録できませんよ」という通知が来ます。
その通知には、登録できない具体的な理由が記載されており、その理由に対して説明や反論をすることができます。これが認められれば、登録できる場合もあります。

●商標出願をすることに決めました。何が必要？

願書には、①登録を受けたい「商標」の見本、②その商標を使用する「商品」または「サービス」、③出願人の名前、住所等を記載する必要があります。
まずは「商標」を決めることが必要です。（字体、色、大きさなど）
次に、権利を求める「商品」「サービス」の範囲を決めることが必要です。（商品、サービスはカテゴリごとに分類されており、実際にその商標を使用する関連の商品等を選びます。）

●費用はどれぐらいかかるの？！

出願時と登録時に、特許庁に印紙代を払わなければなりません。

《ひとつの商品区分に出願する場合》H21 年５月現在
　出願時：12,000 円　登録時：37,600 円

さらに、弁理士に出願手続きを依頼する場合は、その代理人費用が別途かかることとなります。

●出願するには、必ず弁理士を通さないといけないの？

出願手続きは、弁理士でなくてもできます。
ただし、風邪をひいた時に病院に行ったほうが治りが早いのと同じで、弁理士の専門的な知識があったほうが、より的確に早く権利を取ることができると考えます。
また、弁理士に依頼することで、出願前の登録可能性の調査や、どのようなマークの態様がよいか等のアドバイスを受けることもでき、総合的なケアが可能であると考えます。

●晴れて登録できたら、永久に保護されるの？

商標権の有効期限は、登録から 10 年です。
ただし、10 年ごとに更新することにより、永久に保護することが可能です。
更新する際には、費用がかかります（10 年分納付の場合、１区分につき 48,500 円）。
また、商標を適切に使用していないと、取り消されることもあります。